

新型コロナウイルス感染症に関連する事業者向け支援メニュー

本資料は仙台市が、各支援メニューを一覧形式でまとめたものです。支援メニューの内容等については、随時変更となることもございますので、各問い合わせ先にご確認ください。

仙台市中小企業支援課作成（更新日：令和5年3月1日）

目次	相談窓口	P 1	雇用支援	P 9~10
	補助金・助成金等（お金をもらう）	P 1~ 5	情報発信	P10
	融資（お金を借りる）	P 5~ 8	観光・宿泊	P10
	税金等関係	P 8~ 9	その他	P10~11

※「補助金・助成金等（お金をもらう）」について、◎は要件を満たせば支給されるもの、○は審査等があるもの。

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
相談窓口			○	仙台市中小企業応援窓口（愛称：オーエン）	仙台市産業振興事業団では、仙台駅近くのAER（アエル）7階で、以下の相談対応を行う窓口を開設しています。 ・小規模事業者持続化補助金や雇用調整助成金等、国や県等の各種助成金申請書の作成・手続き支援 ・テレワーク導入支援 ・相談者への専門家派遣 ・事業計画、販路開拓、商品開発、資金繰り、事業継承等の各種経営相談 等 ・ITの導入・利活用、業務のデジタル化	詳細は右記にお問い合わせください。	公益財団法人仙台市産業振興事業団 経営支援課 TEL:022-724-1122
			○	独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部へのご相談	経営に関する相談、ハンズオン支援（専門家派遣）、販路開拓、ものづくり支援等を行っています。	詳細は右記にお問い合わせください。	独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部企業支援課 TEL:022-716-1751
			○	公益財団法人みやぎ産業振興機構へのご相談	資金調達、販路開拓、人材育成等の相談対応等を行っています。	詳細は右記にお問い合わせください。	公益財団法人みやぎ産業振興機構 TEL:022-222-1310
補助金・助成金等（お金をもらう）			○	再構築支援 【更新】 中小企業等事業再構築促進補助金（事業再構築補助金）	ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する補助金です。 ■第9回（公募期間：令和5年1月16日（月）～3月24日（金）） 対象者：中小企業者等 補助率、補助額：【通常枠】中小2/3（6,000万円超は1/2）、中堅1/2（4,000万円超は1/3）、従業員数に応じて上限8,000万円、【大規模賃金引上枠】中小2/3（6,000万円超は1/2）、中堅1/2（4,000万円超は1/3）、従業員数101人以上上限1億円、【回復・再生応援枠】中小3/4、中堅2/3、従業員数に応じて上限1,500万円、【最低賃金枠】中小3/4、中堅2/3、従業員数に応じて上限1,500万円、【グリーン成長枠】中小1/2、中堅1/3、中小上限1億円、中堅上限1.5億円、【緊急対策枠】中小3/4（従業員数に応じて一部2/3）、中堅2/3（従業員数に応じて一部1/2）、従業員数に応じて上限4,000万円 ■第10回以降（令和5年3月下旬頃公募開始、令和5年度末までに3回程度公募実施予定） 対象者：中小企業者等 補助率、補助額：【成長枠】中小1/2、中堅1/3、従業員数に応じて上限7,000万円、【グリーン成長枠】中小1/2、中堅1/3、〈エントリー〉中小従業員数に応じて上限8,000万円、中堅上限1億円、〈スタンダード〉中小上限1億円、中堅上限1.5億円、【産業構造転換枠】中小2/3、中堅1/2、従業員数に応じて上限7,000万円（廃業を伴う場合2,000万円上乘せ）、【サプライチェーン強靱化枠】中小1/2、中堅1/3、上限5億円、【物価高騰対策・回復再生応援枠】中小2/3（一部3/4）、中堅1/2（一部2/3）、従業員数に応じて上限3,000万円、【最低賃金枠】中小3/4、中堅2/3、従業員数に応じて上限1,500万円	Web上での申請 https://jigyuu-saikouchiku.go.jp/ 詳細は右記にお問い合わせください。	<事業再構築補助金事務局コールセンター> ナビダイヤル:0570-012-088 IP電話用:03-4216-4080

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等（お金をもらう）				ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）	<p>中小企業等による生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する補助金です。</p> <p>対象者：中小企業・小規模事業者等 補助率、補助額：【通常枠】中小1/2、小規模・再生事業者2/3、従業員数に応じて上限1,250万円、【回復型賃上げ・雇用拡大枠】2/3、従業員数に応じて上限1,250万円、【デジタル枠】2/3、従業員数に応じて上限1,250万円、【グリーン枠】2/3、従業員数に応じて上限4,000万円、【グローバル市場開拓枠】中小1/2、小規模2/3、上限3,000万円 ※大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例あり 公募期間：第14次令和5年1月11日（水）～令和5年4月19日（水）</p>	<p>Web上での申請 https://portal.monodukuri-hojo.jp/ 詳細は右記にお問い合わせください。</p>	<p>ものづくり補助金宮城県地域事務局 TEL:022-222-5266</p>
				【更新】 小規模事業者持続化補助金	<p>小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援する補助金です。</p> <p>対象者：小規模事業者等 補助率、補助額：【通常枠】2/3、上限50万円、【賃金引上げ枠】2/3(赤字事業者は3/4)、上限200万円、【卒業枠】2/3、上限200万円、【後継者支援枠】2/3、上限200万円、【創業枠】2/3、上限200万円 ※各枠とも、インボイス転換事業者は一律に50万円の補助上限上乗せ 申請受付：準備が整い次第公募開始</p>	<p>Web上又は郵送での申請 【仙台市内（旧泉市・宮城町・秋保町を除く）の方】商工会議所地区小規模事業者持続化補助金事務局 https://r3.jizokukahojokin.info/ 【旧泉市・宮城町・秋保町の方】全国商工会連合会 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ 詳細は右記にお問い合わせください。</p>	<p>【仙台市内（旧泉市・宮城町・秋保町を除く）の方】 仙台商工会議所 経営支援グループ TEL:022-265-8127 【旧泉市・宮城町・秋保町の方】 みやぎ仙台商工会 TEL:022-372-3545</p>
				サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金（IT導入補助金）	<p>中小企業等が業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のために行うITツール等の導入を支援する補助金です。</p> <p>対象者：中小企業・小規模事業者等 補助率、補助額：【通常枠】1/2、上限450万円、【セキュリティ対策推進枠】1/2、上限100万円、【デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）】会計・受発注・決済・ECソフト3/4（50万円超は2/3）、上限350万円、PC・タブレット等1/2、上限10万円、レジ・券売機等1/2、上限20万円 申請受付：準備が整い次第公募開始</p>	<p>Web上での申請 https://www.it-hojo.jp/ 詳細は右記にお問い合わせください。</p>	<p>サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター TEL:0570-666-424</p>
				【更新】 事業承継・引継ぎ補助金	<p>事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業等を支援する制度です。</p> <p>対象者：中小企業者等 補助額：【経営革新事業】1/2～2/3、上限600万円（一定の賃上げを実施する場合800万円）、【専門家活用事業】1/2～2/3、上限600万円（M&Aが未成約の場合は300万円）、【廃業・再チャレンジ事業】1/2～2/3、上限150万円（経営革新事業もしくは専門家活用事業との併用が可能） 申請受付：準備が整い次第公募開始</p>	<p>Web上での申請 https://jsh.go.jp/r3h/ 詳細は右記にお問い合わせください。</p>	<p>事業承継・引継ぎ補助金事務局 経営革新 TEL:050-3615-9053 専門家活用/廃業・再チャレンジ TEL:050-3615-9043</p>

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等 (お金をもらう)				◎ 応援金 がんばる中小企業応援事業 令和4年度仙台市地域産業応援金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、国・中小企業生産性革命推進事業、国・中小企業等事業再構築促進事業、国・業態転換等支援事業の活用や国・経営力向上計画、県・経営革新計画を作成する市内事業者に対して、取り組みを後押しする応援金を支給します。</p> <p>対象者：【中小企業】本店を仙台市内に置いていること、【個人事業主】住民登録または事業所の所在地が仙台市内であること、【その他法人】主たる事業所を仙台市内に置いていること</p> <p>主な要件：令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、下記の対象補助金・対象計画を活用していること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業生産性革命推進事業に係る各補助金（ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金、事業承継・引継ぎ補助金）の交付決定 2. 中小企業等事業再構築促進補助金（事業再構築補助金）の交付決定 3. 業態転換等支援事業の交付決定 4. 宮城県中小企業等事業再構築支援補助金（県独自補助分）の交付決定 5. 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定 6. 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の認定およびこれに基づく訓練・教育の実施 7. 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認 <p>支給額： 1. 国・県の補助金の交付決定額に応じて10万円～100万円 ※ただし、交付決定を受けた補助金の公募締切が令和4年6月24日以降でかつ原油価格・物価高騰等の影響を受けている場合には対象補助金の交付決定額に応じて、15万円～150万円を支給 2. 経営力向上計画の認定または県・経営革新計画の承認に対して10万円 3. 国・事業継続力強化計画の認定およびこれに基づく訓練・教育の実施に対して5万円</p> <p>申請期限：令和5年3月31日（金）まで（必着）</p>	<p>郵送での申請</p> <p>詳細は仙台市ホームページをご確認ください。 https://www.city.sendai.jp/kikakushien/ouenkin.html</p>	<p>仙台市経済局中小企業支援課 TEL:022-214-7329</p>
				◎ 休業関係 雇用調整助成金	<p>「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。 (事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も支給対象となります。)</p> <p>条件：売上等5%以上減少し、労働者を一時的に休業させた場合等 内容：休業手当の中小企業4/5、大企業2/3を助成（解雇等を行わない場合は中小企業9/10、大企業3/4） ※上限1人1日 8,355円(令和4年10～11月) ※アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。（雇用調整助成金と同様に申請できます） ※緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業について、助成率を最大10/10、日額上限を12,000円(令和4年10～11月)に引き上げる特例が適用になります。</p>	<p>詳細は宮城労働局もしくはコールセンターにお問い合わせください。</p> <p>なお、仙台市では、雇用調整助成金や休業支援金等について、社会保険労務士が申請書の書き方や添付書類などについてアドバイスを 行う相談窓口を開設しています。 相談希望の方は下記にお問い合わせください。</p> <p>公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL:022-724-1116</p>	<p>宮城労働局 職業対策課助成金センター TEL:022-299-8063</p> <p>雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター TEL:0120-603-999</p>

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等（お金をもらう）	◎		休業関係	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	<p>新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対し、支給します。</p> <p>※短時間勤務、シフトの日数減少なども対象になります。</p> <p>内容：労働者の申請により、休業前賃金の8割（上限8,355円（令和4年7月までは8,265円））を支給するもの</p> <p>※緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れないときは日額上限が、令和4年1～9月の期間は11,000円、令和4年10～11月の期間は8,800円になります。</p>	<p>詳細は宮城労働局もしくはコールセンターにお問い合わせください。</p> <p>なお、仙台市では、雇用調整助成金や休業支援金等について、社会保険労務士が申請書の書き方や添付書類などについてアドバイスをを行う相談窓口を開設しています。相談希望の方は下記にお問い合わせください。</p> <p>公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL：022-724-1116</p>	<p>宮城労働局 職業対策課助成金センター TEL:022-299-8063</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL:0120-221-276</p>
				産業雇用安定助成金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍し出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。</p> <p>※出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提です。</p> <p>助成内容： ①出向運営経費 出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成（上限1人1日12,000円） ②出向初期経費 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるために用意する機器や備品などの出向に要する初期経費の一部を助成</p>	<p>詳細は宮城労働局もしくはコールセンターにお問い合わせください。</p> <p>なお、仙台市では、雇用調整助成金や休業支援金等について、社会保険労務士が申請書の書き方や添付書類などについてアドバイスをを行う相談窓口を開設しています。相談希望の方は下記にお問い合わせください。</p> <p>公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL：022-724-1116</p>	<p>宮城労働局 職業対策課助成金センター TEL:022-299-8063</p> <p>雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター TEL:0120-603-999</p>
				新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	<p>令和4年7月1日（金）から令和4年11月30日（水）までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主を支援します。</p> <p>1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども 2. 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども</p> <p>【労働者に有給の休暇を取得させた事業者向け】 内容：令和4年7月1日（金）から令和4年11月30日（水）までの間で、休暇中に支払った賃金相当額×10/10 上限日額：9,000円（令和4年10～11月は8,355円） ※緊急事態宣言対象区域等の要件を満たす場合15,000円（令和4年10～11月は12,000円） 申請期限：令和4年11月30日（水）（休暇期間が令和4年10～11月の場合は未定）</p> <p>【委託を受けて個人で仕事をする方向け】 内容：令和4年7月1日（金）から令和4年11月30日（水）までの間で、就業できなかった日について、1日当たり定額4,500円（令和4年10～11月は4,177円） ※緊急事態宣言対象区域等の要件を満たす場合7,500円（定額）（令和4年10～11月は6,000円） 申請期限：令和4年11月30日（水）（就業できなかった期間が令和4年10～11月の場合は未定）</p>	<p>支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html</p> <p>ご不明な点は、右記コールセンターにお問い合わせください。</p>	<p>小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター TEL:0120-876-187</p>

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等（お金をもらう）			◎	休業関係 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金	<p>休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。</p> <p>【主な支給要件】 【共通】</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備すること</p> <p>②有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容と合わせて労働者に周知すること 〔新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金〕の場合</p> <p>③令和3年4月1日（木）から令和5年3月31日（金）までの間に、当該休暇を合計して5日以上労働者に取得させること 支給額：1事業場につき1回限り 15万円 申請期間：対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和5年5月31日（水）まで 〔両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）〕の場合</p> <p>④令和2年5月7日（木）から令和5年3月31日（金）までの間に、当該休暇を合計して20日以上労働者に取得させること 支給額：対象労働者1人当たり 28.5万円 申請期間：対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和5年5月31日（水）まで</p>	<p>申請書をホームページからダウンロードし、宮城労働局雇用環境・均等室へご提出ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html</p>	<p>宮城労働局 雇用環境・均等室 TEL:022-299-8844</p>
融資（お金を借りる）			○	保証料補給対象 民間金融機関の信用保証付き融資① 「セーフティネット保証4号」	<p>新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者の方へ、一般枠とは別枠で借入債務の100%保証の対象となる金融支援を行います。</p> <p>条件：売上高20%以上減少 融資限度額：8,000万円 利率：年1.3% 保証料：年0.70% ※保証料は上限50万円まで仙台市補給</p>	<p>融資実行は指定金融機関からになります。最初に金融機関へのご相談を推奨しております。</p> <p>制度利用にあたり、仙台市の認定が必要となります。右記担当課にお問い合わせください。</p>	<p>仙台市経済局中小企業支援課 TEL:022-214-1003</p>
			○	民間金融機関の信用保証付き融資② 「セーフティネット保証5号」	<p>特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠で借入債務の80%保証の対象となる金融支援を行います。</p> <p>条件：売上高5%以上減少・指定業種 融資限度額：8,000万円 利率：年1.3% 保証料：年0.67% ※保証料は上限50万円まで仙台市補給</p>	<p>融資実行は指定金融機関からになります。最初に金融機関へのご相談を推奨しております。</p> <p>制度利用にあたり、仙台市の認定が必要となります。右記担当課にお問い合わせください。</p>	<p>仙台市経済局中小企業支援課 TEL:022-214-1003</p>
			○	保証料 仙台市制度融資向け信用保証料補給	<p>新型コロナウイルス感染症により影響を受け、本市制度融資の対象資金により資金調達を行った中小企業者の方が当初支払った信用保証料を仙台市が補給します。</p> <p>条件：上記、セーフティネット保証関連融資（4号・5号）、起業家支援資金（新事業創出支援融資）を令和4年4月1日（金）以降に融資実行された中小企業者</p> <p>内容：信用保証料を上限50万円まで仙台市が補給</p>	<p>仙台市より送付される申請書を提出することが必要となります。申請書は、融資実行された翌月中旬頃に対象の方へ郵送で送付します。</p> <p>なお、申請書の提出時には、 ①対象資金の融資実行が確認できる書類（融資契約書等） ②当初支払った保証料がわかる書類（「信用保証決定のお知らせ」等） ③事業内容が分かる資料の添付が必要です。</p>	<p>仙台市経済局中小企業支援課 TEL:022-214-1003</p>

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
融資（お金を借りる）				新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付「新型コロナ対策資本性劣後ローン」	<p>キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取り組む企業に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本性劣後ローンを供給します。</p> <p>対象事業者：事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方等 貸付限度：（中小企業事業）最大10億円、（国民生活事業）7,200万円 貸付期間：5年1ヶ月、7年、10年、15年、20年（期限一括償還）</p>	詳細は右記にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 中小企業事業 TEL:022-223-8141
				資本性劣後ローン	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による業況悪化に伴い資本の毀損等が懸念される中、本来の収益力を回復するまで「財務安定化に向けた資本の増強」が必要な事業者に対し、資本性劣後ローンにて事業の成長・継続を支援します。</p> <p>対象事業者：事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方等 貸付限度：最大10億円 貸付期間：5年1ヶ月、7年、10年、15年、20年（期限一括償還）</p>	詳細は右記にお問い合わせください。	商工組合中央金庫 仙台支店 TEL:022-225-7411
				新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金	<p>金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や生産性の向上を図ることを目的とした資金です。</p> <p>条件：セーフティネット保証（4号・5号）の認定を受けた中小企業者 融資限度額：6,000万円 利率：年1.6%以内 保証料：実質年0.2%相当額の負担</p>	<p>詳細は右記にお問い合わせください。</p> <p>※仙台市の事業者は仙台市で認定いたします</p>	宮城県経済商工観光部商工金融課 TEL:022-211-2744
				災害復旧対策資金	<p>新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小・小規模事業者に対し、災害復旧対策資金により資金繰りを支援します。</p> <p>条件：売上高10%以上減少 融資限度額：5,000万円 利率：年1.6%以内 保証料：年0.45%～1.00%</p>	<p>詳細は右記にお問い合わせください。</p> <p>※仙台市の事業者は仙台市で認定いたします</p>	宮城県経済商工観光部商工金融課 TEL:022-211-2744
				日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け一時的な業況悪化を来とし、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者を支援します。</p> <p>【中小企業事業】※中小企業向け 条件：売上高5%以上減少 融資限度額：6億円 利率：当初3年間4億円を限度に基準利率▲0.9%、4年目以降基準利率 例) 貸付期間5年の場合1.08%→0.18%（利率は令和4年4月1日時点）</p> <p>【国民生活事業】※小規模事業者、個人事業主向け 条件：売上高5%以上減少 融資限度額：8,000万円 利率：当初3年間6,000万円を限度に基準利率▲0.9%、4年目以降基準利率 例) 貸付期間5年の場合1.23%→0.33%（利率は令和4年4月1日時点）</p>	詳細は右記にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 【中小企業事業】 TEL:022-223-8141 【国民生活事業】 TEL:022-222-5173、022-222-5377

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
融資（お金を借りる）				融資 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） ※新型コロナウイルス対策別枠	商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。 条件：売上高5%以上減少・小規模事業者 融資限度額：1,000万円 無担保・保証人不要 利率：年1.23% →当初3年間 年0.33%	詳細は右記にお問い合わせください。	【仙台南内（旧泉市・宮城町・秋保町を除く）の方】 仙台商工会議所 経営支援グループ TEL:022-265-8127 【旧泉市・宮城町・秋保町の方】 みやぎ仙台商工会 TEL:022-372-3545
				給付金 新型コロナウイルス対策資本金劣後ローン連動型給付金	日本政策金融公庫または商工組合中央金庫の新型コロナ対策資本金劣後ローンと民間金融機関からの協調支援等により財務体質の強化と資金繰り改善に取り組む事業者に対し、利子相当分を給付金として支給します。 対象：市内に本店のある中小企業等 支給要件：令和2年8月3日（月）から令和5年3月31日（金）の期間内に融資が実行されていること 給付額：資本金劣後ローン及び協調融資の当初5年間の利子相当分合算で500万円を上限	対象となる事業者の方は、申請書を仙台市のホームページからご準備いただき、必要書類と合わせてご提出ください。 http://www.city.sendai.jp/kikakushien/shihonseikyufu.html	仙台市経済局中小企業支援課 TEL:022-214-1003
				生活衛生 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、かつ中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者を支援します。 条件：売上高5%以上減少・生活衛生関係営業（旅館、飲食、理容店など） ※振興計画認定組合の組合員以外は設備資金のみ 融資限度額：8,000万円 無担保 利率（令和4年4月1日時点）：1.23% →当初3年間 6,000万円を限度に年0.33%	詳細は右記にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業 TEL:022-222-5173
				生活衛生 新型コロナウイルス対策衛経融資	生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。 条件：売上高5%以上減少・生活衛生関係営業（旅館、飲食、理容店など） 融資限度額（別枠）：1,000万円 無担保 利率（令和4年4月1日時点）：1.23% →当初3年間 年0.33%	詳細は右記にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業 TEL:022-222-5173
				生活衛生 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変対策特別貸付	感染症または食中毒の発生による衛生環境の著しい変化（衛生環境の激変）に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係の事業を営む方の経営の安定を図るための特別貸付制度です。 条件：売上高10%以上減少・旅館、飲食店および喫茶店営業 融資限度額（別枠）：（旅館業）3,000万円（飲食店営業および喫茶店営業）1,000万円 利率（令和4年4月1日時点、貸付期間等により変動）：年1.83% 返済期間：15年以内（うち据置期間3年以内）	詳細は右記にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業 TEL:022-222-5173

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
融資 (お金を借りる)				農業経営継続支援 農林業災害対策資金	対象者：新型コロナウイルス感染症により、被害又は影響を受け、農業経営の維持が困難となる農業を営む個人及び団体等で仙台市の被害等の認定を受けたもの。 資金使途：被害施設等の補修や更新に要する経費、購買代金等に充てるための運転資金。 償還期間：5年以内（うち据置期間1年以内） ※個人で150万円を超える貸付の場合は7年以内（うち据置期間1年以内） 貸付利率：0%（無利子） 貸付限度額：下記のいずれか低い額 ・300万円（農業所得が総所得の過半を占める場合は600万円） ・農林業経営被害額（仙台市認定額） 保証等：農業信用基金協会の保証可能	詳細はJA仙台各支店にお問合せください。	JA仙台各支店金融窓口
				農業経営継続支援 農林業経営サポート資金	対象者：仙台市内の農林業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していることを融資機関が確認できた方。 資金使途：運転資金（短期）、経営の維持・安定を図るために必要な当面の運転資金 償還期間：1年 貸付利率：0%（無利子） 貸付限度額：下記のいずれか低い額 ・個人：150万円（特認300万円※農林業所得が総所得の過半を占めること） 法人：500万円 ・農林業経営被害額 保証等：農業信用基金協会の保証可能	詳細はJA仙台各支店にお問合せください。	JA仙台各支店金融窓口
税金等関係			市税	市税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があったなど、市税を納期限までに納めることが困難な事情がある場合に、納税の相談を受け付けております。猶予制度を利用できる場合もありますのでお問い合わせください。	詳細は右記の各区相談窓口にお問い合わせください。	青葉区…北徴収課 TEL:022-214-8152 泉区…北徴収課 TEL:022-214-5027 宮城野区、若林区…南徴収課 TEL:022-214-8153 太白区…南徴収課 TEL:022-214-8154 仙台市外…徴収対策課 TEL:022-214-8661
			県税	県税の猶予	新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度があります。 ・災害により財産に相当な損失が生じた場合 ・本人又は御家族が病気にかった場合 ・事業を廃止し、又は休止した場合 ・事業に著しい損失を受けた場合	詳細は事業所の所在地によって、該当する窓口にお問い合わせください。	宮城県仙台北県税事務所（青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区） TEL:022-275-9120 宮城県仙台中央県税事務所（青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区） TEL:022-715-0624 宮城県仙台南県税事務所（太白区） TEL:022-248-2963
			国税	国税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められます。 ・国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。 ・納税について誠実な意思を有すると認められること。 ・猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。 ・納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。	詳細は事業所の所在地によって、該当する窓口にお問い合わせください。	仙台北税務署（青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区）TEL:022-222-8121 仙台中税務署（青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区）TEL:022-783-7831 仙台南税務署（太白区）TEL:022-306-8001
			水道	水道料金・下水道使用料の相談窓口	お支払いの猶予・分納についてご相談を希望される方は、問い合わせ先にご相談ください。	詳細は右記にご相談ください。	【青葉区・泉区でご利用の方】 仙台市水道局北料金センター TEL:022-371-8830 【宮城野区・若林区・太白区でご利用の方】 仙台市水道局南料金センター TEL:022-304-0023 ※地下水等をご使用している事業所等で使用水量を申告していただいている場合、公設浄化槽をご使用の方 仙台市建設局業務課 TEL:022-214-8337

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
税金等関係			○ ガス	ガス料金の支払い相談窓口	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的にガス料金の支払いが困難となっている方のご相談に応じます。	詳細は右記にご相談ください。	ガス局お客さまセンター TEL:0800-800-8977 (平日:月曜日～金曜日 8:30～17:00)
			○ 法人市民税	法人市民税の申告期限の延長	法人市民税の申告期限は、法人税(国税)の取り扱いに準じるため、新型コロナウイルス感染症の影響により法人税の申告期限を延長した場合には、同様に法人市民税の申告期限が延長されます。	【書面による申告の場合】 申告の際、税務署に提出した「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の写し(税務署の收受印があるもの)を添付。 【電子申告の場合】 申告の際、地方税ポータルサイトからダウンロードした「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請(eLTAx様式)」に、所定の事項を記載し添付。	【法人税の申告期限の延長】 国税庁のホームページをご覧ください。管轄の税務署へお問い合わせください。 【法人市民税の申告】 仙台市財政局市民税企画課 TEL:022-214-1102
			○ 事業所税	事業所税の申告期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に事業所税の申告・納付をすることができないやむを得ない理由があるときは、その理由が止んだ日から2か月以内の範囲で、申告・納付期限を延長することができます。	申告書の作成・提出が可能となった時点で、事業所税申告書の備考欄に「新型コロナウイルスによる申告・納期限の延長申請」と記載し提出。	仙台市財政局市民税企画課 TEL:022-214-1101
	○		○ 厚生年金	厚生年金保険料等の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、猶予制度を受けられることがあります。	詳細は管轄の年金事務所へご相談ください。	管轄の年金事務所へご相談ください。
雇用支援	○			職業相談・紹介、職業訓練の申込、雇用保険失業給付等の手続き	新型コロナウイルス感染症の影響により、失業された場合等は、管轄のハローワークにご相談ください。	詳細は右記へご相談ください。 (ハローワーク仙台管轄区域:仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町)	ハローワーク仙台 TEL:022-299-8811
			○ 求職者向け	無料職業紹介事業	求職者と宮城県内の求人企業とのマッチングを実施しています。登録求職者向けにキャリア相談も行っています。	詳細は右記にお問い合わせください。	公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL:022-724-1116
			○ 求職者向け	就職活動中の学生等向けのオンライン相談	新型コロナウイルスの感染予防対策の一環として、キャリア・コンサルティング(しごとに関する個人向け相談窓口)をオンライン方式で実施しています。	詳細は右記にお問い合わせください。	公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL:022-724-1116
			○ 求職者向け	オンラインによる就職活動を行う学生を対象としたスペースの無償貸し出し	新型コロナウイルスの感染拡大防止措置として企業の採用活動がオンラインにシフトしてきていることから、就職活動をしている方向けに、オンライン就活用の会場を無料で貸し出しています。	詳細は右記にお問い合わせください。	公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL:022-724-1116
			○ 企業向け	企業における採用活動のオンライン化導入支援	新型コロナウイルスの感染拡大防止措置の一環として、企業向けに実施している「採用コンサルティング」内で、ウェブ面接・ウェブ企業説明会の導入支援をしています。	詳細は右記にお問い合わせください。	公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL:022-724-1116
	○		○ 企業向け	雇用シェア・マッチング支援	仙台市産業振興事業団において、公益財団法人産業雇用安定センターと連携しながら、雇用シェア(在籍型志向)を支援するとともに、兼業、副業等柔軟な働き方を促進します。	詳細は右記にお問い合わせください。	公益財団法人産業雇用安定センター 宮城事務所 TEL:022-726-1826
			○ 求職者・企業向け	仙台市奨学金返還支援事業	貸与型奨学金を利用している学生が本制度の協力企業に就職した場合、年間18万円を上限に奨学金の返還を3年間支援する事業です。	詳細は右記にお問い合わせください。	仙台市経済局商業・雇用支援課 TEL:022-214-1007
			○ 求職者・企業向け	仙台市若者就労・定着支援事業	コロナ禍により就職が困難な状況に置かれた新卒者や内定の取消しを受けた方、非正規雇用で働いている方や職を失った方等で20歳から35歳までの方を対象に、マッチングイベントの開催等により、正規雇用につながる就職支援を行います。本事業の対象の方を積極的に採用する意向のある企業も募集します。	詳細は右記にお問い合わせください。	(運営) 事業委託先 株式会社パソナ パソナ・仙台 TEL:080-4904-0460

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
雇用支援				○ 求職者・企業向け 仙台市就職氷河期世代就職支援事業	概ね36歳から51歳までの就職氷河期世代で正規雇用を希望しながらも非正規雇用となっている方や、新型コロナウイルス感染症の影響で失業された方を対象に、就職支援研修・マッチングイベントの開催等により、正規雇用につながる就職支援を行います。本事業の対象の方を積極的に採用する意向のある企業も募集します。	詳細は右記にお問い合わせください。	(運営) 事業委託先 株式会社パソナ パソナ・仙台 TEL:0120-740-122
情報発信				○ 発信 仙台市経済局Facebookでの情報発信	新型コロナウイルス感染症を要因とした需要落ち込み等に対策を講じる際の情報発信支援として、仙台市経済局Facebookをご利用いただけます。	ご希望の方は右記にお問い合わせください。	仙台市経済局経済企画課 TEL:022-214-8275
				○ 発信 せんだいE企業だよりでの情報配信	「せんだいE企業だより」では、企業の皆様・起業家の皆様に公的機関による企画やコロナウイルス感染症を受けての支援制度等の情報をリアルタイムで配信しています。	仙台市産業振興事業団ホームページより登録してください。 https://www.siip.city.sendai.jp/maimaga/public/bin/publictop_m.html	公益財団法人仙台市産業振興事業団 総務企画課 (E企業だより担当) TEL:022-724-1212
観光・宿泊				○ 交流人口 GoToトラベルキャンペーン	多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先で幅広く使用できる地域共通クーポンの発行により、感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとする事業です。 【地域共通クーポンの取扱店舗の登録】 GoToトラベルキャンペーンを利用した旅行者に付与される地域共通クーポンの取扱店舗を希望される事業者の方は、登録申請が必要となります。 【旅行・宿泊割引販売事業者の登録】 GoToトラベルキャンペーンにおける旅行・宿泊割引販売事業者を希望される旅行会社・OTA等の旅行業者や宿泊事業者の方等は、登録申請が必要となります。 ※現在、全国で一斉停止中です。	詳細はキャンペーンの事業者向け申請サイトをご覧ください。 https://biz.goto.jata-net.or.jp/	Go To トラベル事業 コールセンター TEL:0570-017-345
				○ みやぎ宿泊割引キャンペーン (全国旅行支援)	新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ宮城県内の観光・宿泊需要の早期回復を図るため、補助対象となる宿泊商品や旅行商品を販売する宿泊事業者及び旅行事業者に対して、予算の範囲内において宿泊・観光需要創出事業補助金を交付する制度です。 【地域限定クーポン取扱店舗への登録】 キャンペーン利用者に付与される地域限定クーポンの取扱店舗を希望される方は、地域限定クーポン事務局 (TEL:022-797-8089) にお問合せください。	詳細はキャンペーンサイトをご覧ください。 https://miyagi-syukuhakuwari.com/owner/third	みやぎ宿泊割引キャンペーン事務局 (事業者専用お問合せ先) ・みやぎ宿泊割引キャンペーン事務局 TEL:022-797-4083 ・地域限定クーポン事務局 TEL:022-797-8089
その他				○ 感染症対策 仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト	仙台市では、仙台商工会議所、みやぎ仙台商工会と連携し、『想いやり』と『会社・お店とお客双方の対策意識向上による地域経済の循環・再生』をキーワードに、全市的に感染症対策に取り組むプロジェクトを行っています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、ポスター、ガイドブック、ステッカー及びロゴマークをご活用いただけます。	詳細は仙台商工会議所ホームページをご確認ください。 https://www.sendaicci.or.jp/corona-pj.html	仙台市経済局経済企画課 TEL:022-214-8275
				○ 補助金獲得 がんばる中小企業応援事業 補助金獲得セミナー・補助金活用事例紹介	国や県の各種補助金の獲得を支援するためのセミナー等を開催するとともに、仙台市ホームページで、実際の補助金活用事例を紹介します。	セミナーの開催予定及び過去の実施内容 https://www.city.sendai.jp/kikakushien/jigyosha/keza/hojokin/ 補助金活用事例紹介 https://www.city.sendai.jp/kikakushien/jireisyu.html	仙台市経済局中小企業支援課 TEL:022-214-7329
				○ 商店街支援 商店街イベント助成事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている商店街等団体が、地域の特性を活かし、交流人口の拡大や集客・販売促進につながるイベント事業を行う場合に事業費の一部を助成します。	詳細は仙台市ホームページをご確認ください。 https://www.city.sendai.jp/shogyoshinko/download/bunjabetsu/shigoto/yushi/kofu.htm	仙台市経済局商業・雇用支援課 TEL:022-214-1001、022-214-1004
				○ 商店街支援 商店街魅力向上支援事業	商店街が地域の特性を活かし、地域のコミュニケーションを高め、交流人口の拡大や集客・販売促進につながるイベント事業を行う場合、又は各商店街の創意工夫により商店街の魅力を高め、来街者の増加に繋がる取組を行う場合に事業費の一部を助成します。	詳細は仙台市ホームページをご確認ください。 https://www.city.sendai.jp/shogyoshinko/download/bunjabetsu/shigoto/yushi/kofu.htm	仙台市経済局商業・雇用支援課 TEL:022-214-1001、022-214-1004

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
その他			○	道路 占用 沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占 用許可の緩和	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可について、これまでの許可基準を弾力的に判断するとともに、一定の条件の下で占用料を免除し、道路管理者として路上利用を支援します。 期間：令和5年3月31日（金）まで	商店街等の団体からの申請となりますが、詳細はお住まいの区の区役所・宮城総合支所道路課・秋保総合支所建設課へお問い合わせください。	青葉区道路課 TEL:022-225-7211(代表) 宮城総合支所道路課 TEL:022-392-2111(代表) 宮城野区道路課 TEL:022-291-2111(代表) 若林区道路課 TEL:022-282-1111(代表) 太白区道路課 TEL:022-247-1111(代表) 秋保総合支所建設課 TEL:022-399-2111(代表) 泉区道路課 TEL:022-372-3111(代表)
			○	公園内 営業 都市公園における臨時的な 飲食店等の営業にかかる許可	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業者のみなさまが深刻な経営状況にあることから、飲食店等（調理済の飲食物を店舗販売している事業者の方を含みます）を支援するための緊急措置として、仙台市の所管する一定以上の面積を有する公園内での臨時営業について許可します。 期間：令和5年3月31日（金）まで	詳細は右記の各公園担当部署にお問い合わせください。	・七北田公園、向山中央公園、高砂中央公園 仙台市建設局公園管理課 TEL:022-214-8395 ・上記以外の公園（希望される公園のある、区・総合支所の窓口にご相談ください） 青葉区公園課 TEL:022-225-7211(代表) 宮城総合支所公園課 TEL:022-392-2111(代表) 宮城野区公園課 TEL:022-291-2111(代表) 若林区公園課 TEL:022-282-1111(代表) 太白区公園課 TEL:022-247-1111(代表) 秋保総合支所建設課 TEL:022-399-2111(代表) 泉区公園課 TEL:022-372-3111(代表)